

消費者機構日本ニュースレター

120号



《本号の目次》

1. 第4回臨時総会の書面議決での参加のお願い
2. 第12回通常総会の傍聴及び記念企画のご案内
3. 5月18日オリエンテーション再案内
4. 消費者契約法改正、特商法改正の状況と院内集会のご紹介
5. 全国の適格消費者団体（14団体）のホームページ公表状況

1. 第4回臨時総会の書面議決での参加のお願い

3月31日付で、正会員（個人・団体とも）の皆様には、消費者機構日本 第4回臨時総会の通知を差し上げております。今回の臨時総会は、本年10月1日の消費者裁判手続法の施行に合わせ、特定適格消費者団体の認定申請を行うため、定款の一部変更をご審議頂くものです。

昨年の通常総会時では、特定適格消費者団体のガイドライン等が整備されていなかったため、定款変更内容（被害回復事業の追加等）が確定できませんでした。東京都の定款変更認証に要する期間も考慮すると、今年の通常総会での定款変更の議決では、10月1日の申請に間に合わないことが判明しました。

議案が定款の一部変更のみのため、お手数をお掛けしますが、正会員の皆様には書面での議決参加をお願いします。書面議決書にご記入のうえ、4月13日（水）までに返信用封筒で投函をお願い申し上げます。

2. 第12回通常総会の傍聴及び記念企画のご案内

《協力会員・賛助会員の皆様へ》

すでに、前号にて日程等のご案内をさしあげていますが、来る6月14日（火）に、消費者機構日本第12回通常総会と総会記念講演会を下記要領で開催いたします。

協力会員ならびに賛助会員の皆様に、私どもの活動状況、特定適格消費者団体認定にむけての準備状況及び事業計画等をご報告いたします。

また、今回の記念講演会の講師は、消費者委員会委員長の河上正二様です。昨今の消費者関連法の改正審議、機能性表示食品制度の導入に関わる問題分析等の重要な課題を踏まえ、現在の消費者行政の課題と適格消費者団体へ期待することなどをお話しいたします。皆様のご参加をお願い申し上げます。

総会傍聴および記念講演会参加のお申込みは、本レターとは別に「傍聴・参加申込書」を添付しますので、必要事項をご記入いただき、消費者機構日本事務局まで送付をお願いいたします。また、申込書の必要事項を seminar10@coj.gr.jp へてに送信いただいてもかまいません。（メールの場合は、表題に「6/14 申込」と明記ください。）

第12回通常総会の傍聴のご案内

1. 日 時 2016年6月14日(火) 17時30分～18時30分
2. 会 場 主婦会館プラザエフ 9階 スズラン
3. 議 案
(審議事項)
第1号議案 2015年度事業報告承認の件
第2号議案 2015年度決算承認の件
第3号議案 役員選任の件
(報告事項)
(1) 2014年度決算の一部修正
(2) 2016年度事業計画
(3) 2016年度予算
(4) 第4回臨時総会報告

総会記念講演会のご案内

1. 日 時 2016年6月14日(火) 19時00分～20時30分
2. 会 場 主婦会館プラザエフ 9階 スズラン
3. 参加費 無料
4. 次 第
19:00～19:10 [開会挨拶] [第12回通常総会報告]
19:10～20:30 講演
「消費者行政の今日的な課題と適格消費者団体への期待」
講師 東京大学大学院法学政治学研究科教授
消費者委員会委員長 河上 正二 氏

《正会員（個人・団体）の皆様へ》

正会員の皆様には、5月下旬に「消費者機構日本第12回通常総会ならびに総会記念講演会のご案内」を、総会議案書とあわせて別途お送りいたしますので、ご出欠については、そちらの「ご案内」に同封いたします書面にてご連絡くださいますようお願い申し上げます。

3. 5月18日オリエンテーション再案内

先月のニューズレターでもご案内いたしました、5月18日に2015年度活動報告会&会員加入のご案内を再案内いたします。2回目の夕方の会にお席の余裕がございますので、ご都合のよろしい方や会員になって間もない方は、お気軽にご参加くださいますようお願いいたします。

5月18日(木) 1回目 10:30～12:00 ・ 2回目 18:00～19:30

時 間 (2回目)	内 容
17:40-18:00	受付
18:00-18:50	2015年度活動報告会(第1部) 2015年度活動概況

18:50-19:00	是正申入れ活動 (クリーニング、美容医療、家庭教師派遣、専門スクール契約) 政策提言活動(消費者契約法、特定商取引法の改正等のポイント説明)
19:00-19:20	質疑応答、報告会終了 会員加入のご案内(第2部) 会員の種類、位置づけ、会費等オリエンテーション
19:20-19:30	新 消費者被害回復訴訟制度の概要説明 質疑応答、終了

開催場所：主婦会館プラザエフ 5階 会議室 (JR 四ツ谷駅 麴町口ロータリー前)

参加費：無料

定員：各回 20名

申込方法：会員の方は下記①～③をご連絡いただきますようお願いいたします(電話・FAX・メールいずれでも可)。ホームページには、チラシ兼申込書も添付しています。

メールアドレス ⇒ seminar10@coj.gr.jp

(メールでお申込みの場合は、表題に「5/18 参加申込」と明記ください。)

- ①お名前(団体加入の場合は団体名も)
- ②参加希望(何回目の会か、全参加・第1部のみか)
- ③参加人数

4. 消費者契約法改正、特商法改正の状況と院内集会のご紹介

～消費者契約法・特定商取引法の院内集会のご案内～

高齢化の進展や情報通信技術の発達などにより、対応困難なタイプの消費者相談が増えていきます。こうした消費者被害の防止・救済を図るため、消費者契約法と特定商取引法の一部を改正する法律案が今通常国会に上程されました。

私たち消費者の暮らしの安全・安心に資する両法案の一日も早い成立を目指して、全国消費者団体連絡会が院内集会を開催します。是非、ご参加ください。

★★COJは、全国消費者団体連絡会が事務局を務める「消費者契約法改正運動」と「ストップ!迷惑勧誘運動」の賛同団体です★★

- ◇開催日時：2016年4月12日(火)16:00～17:00
- ◇開催場所：衆議院第二議員会館 第一会議室(永田町2-1-1)
- ◇プログラム(予定)：消費者契約法及び特定商取引法改正法案説明
国会議員からのご発言
参加団体からのご発言
- ◇参加費：無料(要・事前申込)

同院内集会に参加をご希望の方は、添付チラシ(※)裏面に必要事項をご記入の上、4月11日までに全国消費者団体連絡会までFAX(03-5216-6036)にてお申し込みください。

(※) http://www.shodanren.gr.jp/Annai/pdf/500_01_02.pdf

＜消契法改正案概要＞ http://www.caa.go.jp/soshiki/houan/pdf/160304_2-0.pdf

- 新たな取消権が規定：過量な内容の契約の取消しが可能となります。
- 取消し対象の追加：不実告知の重要事項の範囲が拡大されます。（「契約締結の動機にかかわる事項」が追加）
- 取消権の行使期間の伸長：短期の取消権の行使期間が 6 か月から 1 年に伸長。
- 契約条項の無効類型の追加：「事業者の債務不履行等により生じた消費者の解除権を放棄させる条項」が無効となります。
- 10 条に例示が追加：一般的な法理等も含むとして 10 条前段に、「消費者の不作為をもって意思表示をしたとみなす条項」との例示が追加されます。

＜特商法改正案概要＞ <http://www.caa.go.jp/planning/pdf/160304-0.pdf>

- 悪質事業者への行政規制を強化：業務停止命令を受けた法人の役員等が、処分後、次々と法人を立ち上げて停止範囲の業務を行うことが禁止されます。
- 所在不明の違反事業者への対応：所在不明の違反事業者に対する公示送達での処分が可能に。
- 消費者利益の保護：業務停止命令を受けた悪質事業者に対して、被害に遭った消費者への返金計画を定めさせる等の指示ができるようになります。
- 過量販売への対応：電話勧誘販売に過量販売規制が導入されます。（訪問販売ルールの拡張）
- 指定権利制の見直し：「特定権利」に見直され、その販売が法の規制対象とされます。

6. 全国の適格消費者団体（14 団体）のホームページ公表情報（3 月 1 日～3 月 31 日分）

- 消費者機構日本を含む全国の適格消費者団体（14 団体）のホームページの公表情報です。各団体の差止請求訴訟、事業者等への申入れや要請等の活動、行政への意見表明活動を中心に紹介します。詳細はリンク先にアクセスのうえご確認ください。

適格消費者団体名	公表情報(3月1日～3月31日)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php	<ul style="list-style-type: none"> ■3月17日：【続き】㈱北日本システムとの協議経過を公開します。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=351 ■3月17日：北海道エア・ウォーター株式会社へ契約書について申入書を送付し、その回答書を受領しました。 http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=352
《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	<ul style="list-style-type: none"> ■3月31日：株式会社ピーシーデポコーポレーションに消費者契約法第41条に基づく「書面による事前の差止請求」を行いました。 http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/160331_01.html
《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/	※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。

<p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/</p>	<p>■3月14日：東急不動産株式会社へ前払金不返還条項差止請求訴訟を提訴しました。 http://www.zenso.or.jp/information/news/2488.html</p>
<p>《消費者被害防止ネットワーク東海》 http://cnt.or.jp/</p>	<p>■3月4日：株式会社メイションに対して、連絡書を送付しました。 http://cnt.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2016/03/10ec0283c22b67787d043fd3313efc6c.pdf</p>
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<p>■3月1日：貸衣装会社（株）V e a Uに続いて、富久屋マネージメント（株）に対して、違法条項使用の違反行為1回あたり15万円の違約金を課すという間接強制の決定を大阪地裁が行いました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000588</p> <p>■3月24日：インターネット宿泊予約会社のクーコム（株）の会員規約等について、消費者契約法に照らして問題があり、「再申入れ」を送付しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000590</p> <p>■3月24日：健康食品販売会社の佐々木食品工業（株）自然食研が販売する「しじみ習慣」のw e b上の表記の差止めを求め「再申入れ兼再要請」を送付しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000589</p> <p>■3月25日：家賃債務保証会社のフォーシーズ（株）の保証委託契約条項について「申入書」を送付し、「回答書」が届きました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000591</p> <p>■3月30日：【プレスリリース】「（株）えがおに対する景品表示法に基づく措置命令」に対する見解。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000595</p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネットおokayama》 http://okayama-con.net/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<p>■3月17日：アプライド（株）差止請求訴訟第3回期日の報告。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/621</p> <p>■3月17日：（株）リクルートフォレントインシュア申入れ活動終了の報告。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/624</p> <p>■3月17日：永代ハウス株式会社に再度申入れを行いました。 http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/628</p>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>

<p>《消費者支援ネットくまもと》 http://www.net-kuma.com/</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《佐賀消費者フォーラム》 http://www.saga-consumersforum.or.jp/main/1.html</p>	<p>※公表情報はありませんでした。過去の公表情報については左記のホームページをご覧ください。</p>



適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者機構日本
発行人: 和田寿昭 編集責任者: 磯辺浩一

〒102-0085 東京都千代田区六番町 15 プラザエフ 6 階
TEL: 03-5212-3066 FAX: 03-5216-6077